

令和3年度
千葉地方最低賃金審議会

第1回

千葉県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会議事録

令和3年9月27日
10:00～11:40
千葉労働局1階会議室

令和3年度
千葉地方最低賃金審議会
第1回千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

1 日時 令和3年9月27日(月) 10:00 ~ 11:40

2 場所 千葉労働局1階会議室

3 出席者(委員)

公益委員

下田委員、大竹委員、大澤委員

労働者側委員

野田委員、山本委員、外委員

使用者側委員

渡部委員、利光委員

4 議題

- (1) 部会長及び同代理の選出について
- (2) 特定最低賃金額の改正審議について
- (3) その他

5 配付資料

- (1) 最低賃金審議会令
千葉地方最低賃金審議会運営規程
千葉地方最低賃金審議会・専門部会運営規程
- (2) 特定最低賃金の改正決定について(諮問文)写
- (3) 最低賃金に関する基礎調査報告書
- (4) 千葉県における最低賃金の推移
- (5) 特定最低賃金(A・Bランク)改定状況の推移
- (6) 令和3年千葉県電気機械器具製造業関係最低賃金の影響率

6 議事内容

○ 北川賃金室長補佐

ただ今から、第1回千葉県電気機械器具製造業関係最低賃金専門部会を開

催いたします。本日は、第1回目の専門部会の開催ですので、会議の進行については、部会長が選出されるまでの間、事務局で進めさせていただきます。

先ず、専門部会の成立について御報告申し上げます。本日は、使用者側委員の君塚委員が欠席されるとの連絡をいただいております。したがって、公益委員3名、労働者側委員3名、使用者側委員2名の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数を満たしており、本専門部会は有効に成立しております。

続きまして、本特定最低賃金の名称について御報告申し上げます。本最低賃金の件名は、複雑かつ長い名称になっております。特別小委員会において御承認いただきましたので、当専門部会においては、電気機械器具製造業関係という略称を使用させていただきます。なお、諮問文、答申文、公示文については、正式名称を使用することといたします。

それでは、第1回目の専門部会ですので、労働基準部長の城から御挨拶申し上げます。

○ 城労働基準部長

委員の皆様方におかれましては、日頃から労働基準行政の運営に当たり格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、本日は、大変多忙な中、御参集いただきありがとうございます。千葉県地域別最低賃金につきましては、本年、大変厳しい状況の中で御審議いただいたこと、改めて感謝申し上げます。10月1日から28円引き上げられ953円が適用されることとなっております。今後は、改定額の周知に万全を期してまいりたいと考えておりますので、引き続きの御支援をよろしくお願い申し上げます。

本日は、電気の特定最低賃金に係る審議をお願いすることとなりますが、御承知のとおり、特定最低賃金につきましては、地域別最低賃金と異なり、関係労使のイニシアチブ発揮により設定されるという性格でございます。業界の現況や今後の情勢等を参考に、労働者の賃金動向をも踏えて御審議いただき、是非とも全会一致の議決に至るよう御努力をお願いする次第でございます。委員の皆様方には、大変御労苦をお掛けいたしますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○ 北川賃金室長補佐

本専門部会を代表する部会長と部会長代理を選出させていただきます。なお、部会長と部会長代理は、最低賃金法第25条第4項で準用する第24条の定めにより、公益委員の中から選出していただくこととなります。過日開催の公益委員会議にて、部会長に下田委員、部会長代理に大竹委員とのお話ござ

いましたがいかがでしょうか。お諮りいたします。

○ 一同「異議なし」の声

○ 北川賃金室長補佐

ただ今、部会長に下田委員、部会長代理に大竹委員が選出されました。これからの議事進行につきまして、下田部会長、よろしくお願ひいたします。

○ 下田部会長

厳しい状況ではございますが、積極的な意見交換をしながら皆さんが納得のいく決定をしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、審議に入らせていただきます。

先ず、本日の専門部会ですが、運営規程第6条ただし書により「率直な意見の交換、若しくは、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」等に該当しますので非公開といたします。

続いて、議題の特定最低賃金の改正審議に入りたいと思ひますが、その前に、お手元に配付されている資料について、事務局から説明を受けたいと思ひます。

○ 庄司賃金室長

資料 1 は、審議会や専門部会等の運営、審議に当たつての規程類をお配りいたしました。特に御説明申し上げたいのは、最低賃金審議会令第6条第5項で「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」と定められております。本審議会であらかじめ議決しておけば、本審議会の決議を得なくとも、専門部会の決議をもって本審議会で決議されたものとするということができるといふ取扱いになっております。特定最低賃金専門部会については、本年6月25日に開催された第422回本審議会にて、決議が全会一致の場合には審議会令第6条第5項を適用する旨議決されておりますので、全会一致であれば専門部会の決議によって本審議会が決議したものとして取り扱われます。

資料 2 は、8月23日開催の第425回本審議会において、千葉労働局長から諮問がなされた2業種に係る改正決定の諮問文の写しです。

資料 3 は、最低賃金に関する基礎調査報告書です。最低賃金に関する基礎調査報告書は、千葉県における労働者の賃金実態の把握を目的に実施した調査の結果を示した資料です。6枚目を御覧願ひます。こちらには、千葉県の電気機械器具製造業関係の現行の最低賃金額954円が、いくら上がるとど

のくらの影響があるかを折線グラフで表しております。

資料 4 は、千葉県における最低賃金の推移です。特定最低賃金 7 業種のうち、鉄鋼業と電気機械器具製造業関係が、昨年度、改定されております。

資料 5 は、全国 A・B ランク地域における電気機械器具製造業関係特定最低賃金の改定状況の推移です。なお、千葉県は A ランクです。電気機械器具製造業関係の特定最低賃金について、昨年度は、千葉局を含め 14 局で改定が行われたところです。

資料 6 は、千葉県における電気機械器具製造業関係特定最低賃金を現行金額から引き上げた場合の影響率を 1 円刻みで、折線グラフではなく数値化して表にしたものです。

最後に、10 月 1 日から効力が発生する県最賃のリーフレットを作成いたしました。本リーフレットを使い、積極的な広報、周知を図っていきたいと思っております。参考までに皆様のお手元にも配付させていただきました。よろしくお願いたします。

資料の説明は以上となりますが、電気機械器具製造業関係の改正申出書の協約最下限額は 1,057 円となっておりますことを、念のため申し伝えさせていただきます。

- 下田部会長
事務局からの説明について、質問等はございますか。

- 一同「特になし」の声

- 下田部会長
それでは、具体的な金額審議に入っていただきますが、金額審議に入る前に、この場において労働者側から基本的なお考えを説明いただき、続いて、使用者側から基本的なお考えを説明いただくことにしたいと思います。その後、いつものように別室で協議いただき、我々公益委員が意見調整させていただくという手順を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

- 一同「はい」の声

- 下田部会長
それでは、労働者側から基本的なお考えをお願いします。

< 野田委員持参資料を各委員に配付 >

○ 野田委員

大変恐縮なのですが、具体的な金額は後程とさせていただき、基本的な考え方を御説明させていただきたいと思います。お配りした資料には、千葉だけではなく全国の電機連合の方針が載っており、こういった方針で取り組んでいると御承知置きいただければと思います。先ず、下段1の特定最賃の必要性についてです。事務局からも説明がありましたが、改めて御確認いただきたいのが、年齢を絞って18未満、65歳以上を除くであったり、業務としても軽易な業務をされている方を除いて、基幹的産業、基幹的労働者に適用するというを先ずは共通認識として御理解いただきたいと思います。

2つ目です。改正の必要性有りの審議のところでも毎回活用して報告させていただいているのですが、千葉県の賃金水準の実態についても注目しながら議論させていただきたいと考えております。

3つ目です。千葉だけではなくて電機連合全体で電気産業の発展を考えておりますので、目指す水準として、毎年春闘を行っており、今年は若干ですが月額500円の引上げが図られたということで、月額を時間額にすると1,062円になることから、これを目標に全国で取り組んでいるという状況です。根拠としては、電機連合の中闘、大手になります。こういったところの状況を勘案して、これに基づいて、目標に向けて取り組んでいくということです。現在、千葉県における電気の特定最賃は954円ですが、早期に1,000円を実現させる、千葉の賃金の実態に合わせたところを狙っていきたいということと、電気の特定最賃について、大阪と兵庫が28円、埼玉が27円で既に結審しておりますので、こういった他県の状況も踏まえ、皆さんと意見交換しながら進めさせていただきたいと思います。

○ 下田部会長

ありがとうございました。

使用者側から基本的なお考えをお願いします。

○ 渡部委員

コロナ禍による非常に厳しい経済情勢の中で行われた県最賃の審議については、3.03%、28円という大変高額な引上げ額での結審となりました。私たちは、常々、最低賃金は各種指標やデータなど明確な根拠の下で納得感のある水準に決定すべきである、と強く主張しております。こうした考えは、特定最賃の審議においても全く変わりはありません。労使お互い、根拠を持った金額の提示をお願いしたいと思っております。本業界は、半導体不足によ

るセットメーカーの生産調整などで一時的には減速がみられたものの、受注そのものは堅調で、各社ともに強気の見通しとなっています。ということなので、ゼロ回答は少し乱暴かなというところは心得ております。昨年の金額3円に、いくら上乘せができるかということが議論の中心になるかと思えます。各種データ等に基づく金額と先程申し上げましたが、我々が従来から主張している令和3年賃金改定状況調査結果の第4表の数字が0.5%。これが一つの根拠であるということです。もう一つは、連合調査の2021年春季生活闘争回答集計結果における企業内最低賃金の賃上げ率、月額で電機連合において0.6%の引上げとなっております。これらを根拠にしたいと思えます。第4表の0.5%とすると6円、企業内最低賃金の賃上げ率0.6%としても同じく6円になります。この6円の引上げは、先程配られた影響率においても、最低の率の中では最大の賃上げとなります。そうしますと最低賃金は960円となります。昨年が3円の引上げでしたので、6円の引上げとなると3円上回る賃上げであります。また、県最賃をもまだまだ7円上回る状況になります。この辺を加味して話し合いを進めさせていただきたいと思えます。

- 下田部会長
ありがとうございました。
労使双方から基本的なお考えを示していただきましたが、お互いこれに補足する説明はありますか。
- 渡部委員
よろしければ、時間も限られておりますので、手元に持っている金額をお示しいただければ別室で話し合いたいと思えますが、まだお示しはいただけないでしょうか。
- 野田委員
では、私共は28円を要求したいと思っております。
- 下田部会長
いつものことですが、だいぶ差がありますね。差を埋めるのは結構大変かと思えますが、どうぞよろしくお願ひします。基本的なお考えを示してもらい、お互い確認しました。それでは、これから別室にて協議をお願ひしたいと思えます。協議が整いましたら、御連絡いただき、話し合いをしたいと思えます。では、移動をお願ひします。

< 労使別室にて協議、公益委員が労使別に折衝実施 >

< 労使別室から会議室へ集合 >

○ 下田部会長

それでは再開させていただきます。

本日は、各側別室にて協議いただき、公益委員が調整を行い、具体的な金額の審議に入りました。お互いに大体の主張は御理解いただいていると思っております。共通しているのは、業界的には悪くない。コロナ以降、これ以上経済が悪くなるということはありませんので、電気に関しても産業的な状況は上向きであるということはお互いに理解されているところだと思います。労働者側は、県最賃の目安額に従うということと、将来的に電気の特賃が地賃にのみ込まれることへの危機感とか、千葉県の産業的な可能性を考えると、別に埼玉県の状態（27円の引上げ）にこだわらなくてもいいのでないか、という考えの下で28円の引上げを主張されました。

使用者側は、バックグラウンドとしては共通しているのですが、埼玉を意識するということを考えると、一昨年、埼玉の金額に追いついたばかりということで、なぜ、ここでさらに追い越さなければならないのか、説得力のある内容というのがわからない。経済的な指標を見ても、必ずしも千葉の方が埼玉より良いわけではない。ということなので、最大で譲っても埼玉と同額の27円。これでどうかという主張でした。

残念ながら、両者の間で隔たりがある。たかが1円ですがされど1円で、丁寧な議論をしたいと思っております。お話を伺う中で、一番ポイントだったのは、埼玉の水準との違いということで、これが一つの決め手になると思っております。次回27円か28円かを詰めたいと思っておりますが、それでよろしいですか。

○ 一同「はい」の声

○ 下田部会長

何度も言いますが、全会一致で決めたいわけですが、今日についてはできませんでした。次回については、全会一致は目指しますが、それぞれ譲れないところはあるかと思っております。最終的には、もしかしたら多数決

になるかもしれませんが、本審で決まるという事態になるかもしれませんが、それはそれとして、この会議をやっているわけですから、なあなあでいくわけにはいきませんので、しっかりと議論して決めたいと思います。皆様方には、大変お忙しい中、御足労掛けて申し訳ないのですが、もう一度お集まりいただいて、27円か28円か、このポイントだけに絞って議論して、お互いが了解できるようなかたちで審議、議論したいと思います。

何かおっしゃりたいことはありますか。

○ 一同「特にありません」の声

○ 下田部会長

それでは、本日の審議はこれで終了とさせていただきます、次回、10月6日(水)午前10時から、この場所で第2回目を開催させていただきたいと思います。事務局から何かありますか。

○ 庄司貸金室長

特にございません。

○ 下田部会長

本日はこれをもちまして閉会とさせていただきます。ありがとうございました。